公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 中部農と緑の総合事務所 | 借用財産の期間の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 所在地 | 借用数量 | 借用目的 | 年間借用料 | 借用期間 |
| 土地 | 枚方市津田北町三丁目2924-2 | 13.68㎡ | ため池防災テレメータ観測局用地（惣喜池） | 無償 | （注１）平成２年11月９日から令和５年３月31日まで |
| 土地 | 四條畷市大字下田原2222-1 | 13.68㎡ | ため池防災テレメータ観測局用地（寒谷池） | 無償 | （注２）平成４年４月１日から令和５年３月31日まで |
| 土地 | 枚方市長尾東町一丁目4749 | 11.84㎡ | ため池防災テレメータ観測局用地（長尾大池） | 無償 | （注３）平成４年12月16日から令和５年３月31日まで |
| 土地 | 東大阪市日下町一丁目1669 | 11.84㎡ | ため池防災テレメータ観測局用地（日下新池） | 無償 | （注３）平成４年12月16日から令和５年３月31日まで |
| 土地 | 東大阪市東豊浦町1638 | 18.06㎡ | ため池防災テレメータ観測局用地（豊浦山地） | 無償 | （注４）平成５年１月11日から令和５年３月31日まで |
| 土地 | 交野市私市九丁目5022-6、5022-7 | 2710.51㎡ | ほしだ園地用地 | 782,000円 | （注５）令和４年４月１日から令和５年３月31日まで |

（注１）公有財産台帳では、借用期間が「平成２年11月９日から令和４年３月31日まで」のまま放置されていた。（注２）公有財産台帳では、借用期間が「平成４年４月１日から令和４年３月31日まで」のまま放置されていた。（注３）公有財産台帳では、借用期間が「平成４年12月16日から令和４年３月31日まで」のまま放置されていた。（注４）公有財産台帳では、借用期間が「平成５年１月11日から令和４年３月31日まで」のまま放置されていた。（注５）公有財産台帳では、借用期間が「令和３年４月１日から令和４年３月31日まで」のまま放置されていた。 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府公有財産台帳等処理要領】（借用財産）第18条　部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。２　登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。（使用許可、貸付又は使用承認の状況）第19条　部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。２　登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。【公有財産事務の手引】第２章　公有財産の取得第３節　借用府が行政遂行の手段として､他者の所有する財産を許可又は契約（賃貸借契約､使用貸借契約）により借り受けることをいう。借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するために借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために土地や建物を１年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。 |
| 措置の内容 |
| 検出事項について、公有財産台帳への登載を行った。今回の原因は、当該事務処理についての認識不足と担当者間の引継ぎが十分になされていなかったことにあった。本件を受け、公有財産事務を担当するグループ内で大阪府公有財産台帳等処理要領等の周知徹底を行った。今後は、借用財産の期間更新と合わせて公有財産台帳に登載するなど、大阪府公有財産規則及び大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年10月２日から令和６年１月31日まで）